電気需給約款

（低圧・法人のお客さま向け）

2026 年 11 月 1 日実施

日産自動車株式会社

（小売電気事業者登録番号：A0936）

電気需給約款目次

Ⅰ総則

１．　適用 P. 5

２．　電気需給約款の変更 P. 5

３．　定義 P. 6

４．　単位および端数処理 P. 8

５．　実施細目等 P. 9

Ⅱ契約について

６．　電気需給契約締結前の確認事項 P. 9

７．　契約の要件 P. 10

８．　電気需給契約の成立および契約期間 P. 10

９．　需要場所 P. 10

１０．　電気需給契約の単位 P. 11

１１．　供給の開始 P. 11

１２．　供給電気方式、供給電圧および周波数 P. 11

１３．　供給の単位 P. 11

１４．　電気需給契約書の作成 P. 12

Ⅲ料金および契約種別

１５．　料金 P. 12

１６．　契約種別 P. 12

１７．　従量電灯〔北海道電力、東北電力、東京電力、中部電力、北陸電力および九州電力エリア〕 P. 12

１８．　従量電灯〔関西電力、中国電力および四国電力エリア〕 P. 15

１９．　低圧電力 P. 17

Ⅳ料金の算定および支払い

２０．　料金の適用開始の時期 P. 18

２１．　検針日または計量日 P. 18

２２．　料金の算定期間 P. 18

２３．　使用電力量等の計量 P. 18

２４．　料金の算定 P. 19

２５．　料金の支払義務ならびに支払期日 P. 19

２６．　料金その他の支払方法 P. 20

２７．　保証金 P. 21

Ⅴ使用および供給

２８．　適正契約の保持 P. 21
２９．　需要場所への立入りによる業務の実施 P. 21
３０．　電気の使用にともなうお客さまの協力 P. 22
３１．　供給の停止 P. 22
３２．　供給停止の解除 P. 23
３３．　供給停止期間中の料金等 P. 23
３４．　違約金 P. 24
３５．　供給の中止または使用の制限もしくは中止 P. 24
３６．　損害賠償の免責 P. 24
３７．　設備の賠償 P. 25

Ⅵ契約の変更および終了

３８．　電気需給契約の変更 P. 25
３９．　契約電流、契約容量および契約電力の変更 P. 25
４０．　名義の変更 P. 26
４１．　電気需給契約の廃止 P. 26
４２．　需給開始後の電気需給契約の消滅または変更に伴う料金の精算 P. 27
４３．　解約等 P. 27
４４．　電気需給契約消滅後の債権債務関係 P. 28
４５．　消費税および地方消費税の税率変更の際の措置 P. 28
４６．　料金の変更 P. 28

Ⅶ供給方法、工事および工事費の負担

４７．　供給方法および工事 P. 29
４８．　供給設備の工事費負担 P. 29

Ⅷ保安

４９．　保安の責任 P. 30
５０．　調査 P. 30
５１．　調査に対するお客さまの協力 P. 30
５２．　自家用電気工作物 P. 30
５３．　保安等に対するお客さまの協力 P. 30

Ⅸその他

５４．　管轄裁判所 P. 31
５５．　準拠法 P. 31
５６．　連絡体制 P. 31
５７．　反社会的勢力の排除に関する条項 P. 31

附則

別表

１．　再生可能エネルギー発電促進賦課金 P. 33
２．　燃料費等調整 P. 33
３．　日割計算の計算式 P. 35
４．　契約容量および契約電力の算定方法 P. 36

Ⅰ総　　則

1. 適用

この「電気需給約款（低圧・法人のお客さま向け）」（以下「この需給約款」といいます。）は、送配電事業者が維持および運用する供給設備を介して低圧で電気の供給を受ける法人のお客さまに対して日産自動車株式会社（以下「当社」といいます。）が電気を供給するときの電気料金その他の供給条件を定めたものです。お客さまは、この需給約款の個別の条項を承諾するものとします。なお、当社とお客さまとで締結する電気需給契約書（以下「電気需給契約」または「電気需給契約書」といいます。）において、この需給約款と異なる内容を定めた場合、電気需給契約書の定めを優先するものとします。また、当社は、沖縄エリアおよび電気事業法第 2 条第 1 項第 8 号イに定める離島にはこの需給約款を適用せず、電気の供給を行わないものとします。

2. 電気需給約款の変更

(1) 当社は、この需給約款の内容を変更することがあります。その場合、当社はあらかじめ当社ウェブサイト上での開示または電子メール・SMS の送信その他の当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により周知することとします。かかる周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、電気料金その他の供給条件は、契約期間満了前であっても、変更後の「電気需給約款（低圧・法人のお客さま向け）」によります。

(2) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率に基づき、この需給約款を変更するものとし、(1)および(3)に定める手続に従い、あらかじめお客さまにお知らせします。この場合、電気料金その他の供給条件は、契約期間満了前であっても、変更後の「電気需給約款（低圧・法人のお客さま向け）」によります。

(3) この需給約款の変更その他の事情により電気需給契約を変更する場合、変更の際の供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行う場合、次の方法により行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。

イ）供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合には、当社が適当と判断した方法により行い、記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。

ロ）契約変更後の書面交付を行う場合には、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、お客さまとの契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。

ハ）上記にかかわらず、この需給約款の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の電気需給契約の実質的な変更をともなわない内容である場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3. 定義

次の言葉は、この需給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 低圧

標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。

(2) 電灯

照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

(3) 小型機器

主として店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電気の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものを除きます。

(4) 動力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(5) 契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

(6) 契約主開閉器

契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

(7) 契約電流

契約上使用できる最大電流（アンペア）をいいます。

(8) 契約容量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

(9) 最大需要容量

使用する電気の最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

(10) 契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(11) 契約電力等

契約電流、契約容量または契約電力を総称したものをいいます。

(12) 最大需要電力

需要電力の最大値であって、30 分最大需要電力計により計量される値をいいます。

(13) 使用電力量

お客さまが使用した電力量であり、送配電事業者が設置した計量器により計測された値をいいます。

(14) 送配電事業者

需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者をいい、その供給区域および各供給区域の呼称は、それぞれ次に定めるところによります。

送配電事業者	供給区域	呼称
北海道電力ネットワーク株式会社または右記を供給区域とする配電事業者	北海道	北海道エリア
東北電力ネットワーク株式会社または右記を供給区域とする配電事業者	青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県	東北エリア
東京電力パワーグリッド株式会社または右記を供給区域とする配電事業者	栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県（富士川以東）	東京エリア
中部電力パワーグリッド株式会社または右記を供給区域とする配電事業者	愛知県、岐阜県（一部除く）、三重県（一部除く）、静岡県（富士川以西）、長野県	中部エリア
北陸電力送配電株式会社または右記を供給区域とする配電事業者	富山県、石川県、福井県（一部除く）、岐阜県の一部	北陸エリア
関西電力送配電株式会社または右記を供給区域とする配電事業者	滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県（一部除く）、福井県の一部、岐阜県の一部、三重県の一部	関西エリア
中国電力ネットワーク株式会社または右記を供給区域とする配電事業者	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、兵庫県の一部、香川県の一部、愛媛県の一部	中国エリア
四国電力送配電株式会社または右記を供給区域とする配電事業者	徳島県、高知県、香川県（一部除く）、愛媛県（一部除く）	四国エリア
九州電力送配電株式会社または右記を供給区域とする配電事業者	福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県	九州エリア

(15) みなし小売電気事業者

需要場所を供給区域とする次の小売電気事業者をいい、みなし小売電気事業者の供給区域は、それぞれ次に定めるところによります。

みなし小売電気事業者	供給区域
北海道電力株式会社	北海道
東北電力株式会社	青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県
東京電力エナジーパートナー 株式会社	栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県（富士川以東）
中部電力ミライズ株式会社	愛知県、岐阜県（一部除く）、三重県（一部除く）、静岡県（富士川以西）、長野県
北陸電力株式会社	富山県、石川県、福井県（一部除く）、岐阜県の一部
関西電力株式会社	滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県（一部除く）、福井県の一部、岐阜県の一部、三重県の一部
中国電力株式会社	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、兵庫県の一部、香川県の一部、愛媛県の一部
四国電力株式会社	徳島県、高知県、香川県（一部除く）、愛媛県（一部除く）
九州電力株式会社	福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県

(16) 託送供給等約款

送配電事業者が実施する託送供給等約款およびその他の供給条件等をいいます。ただし、送配電事業者が託送供給等約款およびその他の供給条件等を変更した場合は、変更後のものをいいます。

(17) 給電指令

お客さまの電気の使用について、送配電事業者が保安上、需給上または電気の品質維持の観点から必要に応じて行う運用に関する指示をいいます。

(18) 需給地点

電気の需給が行われる地点をいい、送配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点とします。

(19) 需要場所

電気需給契約において当社とお客さまとの協議によりあらかじめ定める、当社が電気を供給するお客さまの需給地点をいい、原則として、9（需要場所）に定めるところにより取り扱います。

(20) 供給開始日

電気需給契約に基づき当社がお客さまに対し、電気の供給を開始する日をいい、電気需給契約書で定めます。

(21) 消費税等相当額

消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。

(22) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第 1 項に定める賦課金をいいます。

(23) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(24) 平均燃料価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格および離島平均燃料価格を算定する場合の期間とし、別表 2（燃料費等調整）に記載された期間をいいます。

4. 単位および端数処理

この需給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

(1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1 ワットまたは 1 ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 契約容量および最大需要容量の単位は、1 キロボルトアンペア(kVA)とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(3) 契約電力および最大需要電力の単位は、1 キロワット(kW)とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。ただし、低圧電力を適用した場合で、契約電力を算定した値が 0.5 キロワット以下となる場合は、契約電力を 0.5 キロワットとすることがあります。

(4) 使用電力量の単位は、1 キロワット時(kWh)とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(5) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。ただし、消費税等相当額を加算して申し受ける場合には、消費税が課される金額および消費税等相当額の単位は、それぞれ1円とし、その端数は、それぞれ切り捨てます。

5. 実施細目等

(1) この需給約款の実施上必要な細目事項は、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

(2) この需給約款に定めのない特別な事項は、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

Ⅱ 契約について

6. 電気需給契約締結前の確認事項

(1) お客さまが新たに当社との電気需給契約を希望される場合は、あらかじめこの需給約款および託送供給等約款を承認し、かつ次の事項を明らかにして、当社指定の様式によって申し込みをしていただいた上で電気需給契約を締結させていただきます。

契約種別、供給電気方式、需給地点、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、供給電圧、契約負荷設備、契約電流、契約容量または契約電力、発電設備、業種、用途、使用開始希望日、使用期間、および料金の支払方法

なお、契約種別は、原則として従前の電力供給者と同種の契約種別を適用するものとします。これを変更するときは、お客さまと当社で協議することといたします。
また、契約電流、契約容量または契約電力については、17（従量電灯〔北海道電力、東北電力、東京電力、中部電力、北陸電力および九州電力エリア〕）、18（従量電灯〔関西電力、中国電力および四国電力エリア〕）または19（低圧電力）に定めるところによります。

(2) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ送配電事業者へ供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。

(3) お客さまが保安等のために必要とされる電気については、託送供給等約款に定めるところにより、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

7. 契約の要件

お客さまに当社が電気を供給する際は、送配電事業者の供給設備を使用いたします。それに伴い、お客さまには、法令で定める技術要件、その他の法令等に従い、かつ送配電事業者の定める託送供給等約款における需要者にかかわる事項および託送供給等約款で定める技術要件を遵守し、送配電事業者からの給電指令に従っていただきます。

なお、当社は、法令等、当社の供給力その他電気の需給状況、送配電事業者の供給設備の状況、お客さまの料金の支払状況その他の事由によってやむをえない場合には、電気需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお客さまにお知らせいたします。

8. 電気需給契約の成立および契約期間

(1) 電気需給契約は、当社がお客さまから電力供給に関する諸条件を確認させていただいた上、お客さまが契約条件について当社と合意に達したときに成立いたします。

(2) 契約期間は、次によります。

イ）電気需給契約が成立した日から、需要場所ごとに電気需給契約に定める供給終了日までといたします。

ロ）契約期間満了日の 3 ヶ月前に先立って、お客さままたは当社から書面による別段の意思表示がない場合は、電気需給契約は、契約期間満了後も 1 年ごとに同一条件で継続されるものといたします。この場合、当社は、契約期間満了前に、新たな契約期間を、契約の継続後遅滞なく、新たな契約期間、当社の名称および住所、お客さまとの契約年月日ならびに供給地点特定番号を、当社が適当と判断した方法によりお知らせすることについて、あらかじめ承諾していただきます。

ハ）契約期間満了日の 3 ヶ月前までに、お客さままたは当社から電気需給契約の継続、延長、更新をしない旨の意思表示があった場合は、電気需給契約は、契約期間満了により終了となります。

9. 需要場所

(1) 当社は、原則として、1 構内をなすものは 1 構内を 1 需要場所とし、これによりがたい場合には、(2)、(3)および(4)によります。なお、1 構内をなすものとは、柵、塀等によって区切られ公衆が自由に出入りできない区域であって、原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。

(2) 当社は、1 建物をなすものは 1 建物を 1 需要場所とし、これによりがたい場合には、(3)によります。なお、1 建物をなすものとは、独立した 1 建物をいいます。ただし、複数の建物であっても、それぞれが地上または地下において連結され、かつ、各建物の所有者および使用者が同一のとき等、建物としての一体性を有していると認められる場合は、1 建物をなすものとみなします。また、看板灯、庭園灯、門灯等、建物に付属した屋外電灯は、建物と同一の需要場所といたします。

(3) 構内または建物の特殊な場合には、次によります。

イ）居住用の建物の場合

1建物に会計主体の異なる部分がある場合で、次のいずれにも該当するときは、各部分をそれぞれ1需要場所とすることができます。この場合には、共有する部分を原則として1需要場所といたします。

(a) 各部分の間が固定的な隔壁または扉で明確に区分されていること。

(b) 各部分の屋内配線設備が相互に分離して施設されていること。

(c) 各部分が世帯単位に居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有すること。

ロ）居住用以外の建物の場合

1建物に会計主体の異なる部分がある場合で、各部分の間が固定的な隔壁で明確に区分され、かつ、共有する部分がないとき、または各部分の所有者が異なるときは、各部分をそれぞれ1需要場所とすることができます。この場合には、共有する部分を原則として1需要場所といたします。

ハ）居住用部分と居住用以外の部分からなる建物の場合

1建物に居住用部分と居住用以外の部分がある場合は、ロに準ずるものといたします。ただし、アパートと店舗からなる建物等、居住用部分と居住用以外の部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている建物の場合は、居住用部分に限り、イに準ずるものといたします。

(4) (1)から(3)以外の場合で、託送供給等約款に定める需要場所の定義に則り、送配電事業者が1需要場所と認める場合には、当社は、その区域等を1需要場所とすることがあります。

10. 電気需給契約の単位

当社は、電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、電灯需要のうちの1契約種別と低圧電力とをあわせて契約する場合を除き、原則として、1需要場所につき1契約種別を適用して、1電気需給契約を結びます。

11. 供給の開始

(1) 当社は、お客さまとの間で電気需給契約の内容について合意に達したときには、供給準備その他必要な手続きを経たのち、供給開始日より電気を供給いたします。

(2) 天候または用地事情等やむをえない理由によって、あらかじめ定めた供給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由を当社からすみやかにお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、新たに供給開始日を定めて電気を供給いたします。

12. 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、託送供給等約款に定めるところによるものといたします。

13. 供給の単位

当社は、託送供給等約款に定めるところにより、次の場合を除き、原則として、1電気需給契約につき1供給電気方式、1引込みおよび1計量をもって電気を供給いたします。

(1) 共同引込線（2 以上の需給契約に対して 1 引込みにより電気を供給するための引込線をいいます。）による引込みで電気を供給する場合

(2) その他技術上または経済上やむをえない場合

14. 電気需給契約書の作成

電気の需給に関する必要な事項について、電気需給契約書を作成いたします。なお、1 通の電気需給契約書に、複数の需要場所または複数の契約種別に係る電気需給契約を記載することができます。

Ⅲ料金および契約種別

15. 料金

(1) 料金を算定するため、契約電力等、最大需要容量、年間使用電力量、月間使用電力量、最大および最小の日負荷電力量、休日予定日、その他当社が電力供給をする上で必要となる情報をあらかじめ提出していただきます。

(2) 料金に関しては、(1)の情報を基に契約種別ごとにこの電気需給約款および電気需給契約書に定めさせていただきます。なお、基本料金単価、最低料金、電力量料金単価その他の具体的な料金条件は、電気需給契約書に定めるものとします。

16. 契約種別

契約種別は、次表に定めるものとし、具体的な契約種別については当社とお客さまとの協議により決定させて頂きます。契約種別は、電気需給契約が成立した日から 1 年間および契約種別を変更後 1 年に満たない場合は、原則として変更はできません。また、1 ヶ月の途中での契約種別の変更もできません。

供給区域	需要区分	契約種別
北海道・東北・東京・中部・北陸・九州エリア	電灯需要	従量電灯 B／従量電灯 C
関西・中国・四国エリア	電灯需要	従量電灯 A／従量電灯 B
全エリア	電力需要	低圧電力

17. 従量電灯〔北海道電力、東北電力、東京電力、中部電力、北陸電力および九州電力エリア〕

(1) 従量電灯 B

イ）適用範囲

北海道エリア、東北エリア、東京エリア、中部エリア、北陸エリアおよび九州エリアにおいて、電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(a) 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。

(b) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。た

だし、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。

ロ）供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、託送供給等約款に定めるところにより、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。周波数は、託送供給等約款に定めるところによります。

ハ）契約電流

他の小売電気事業者から当社へ電気需給契約を切り替える場合は、原則として、切替え前の電気需給契約における契約電流を引き継ぐものとします。それ以外の場合は、契約電流を 10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出にもとづき定めます。ただし、当該需要場所に適用される託送供給等約款その他の供給条件により、これと異なる取扱いとなる場合は、その定めによります。

ニ）料金

従量電灯 B の 1 ヶ月の料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を合計したものとします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を加算または減算するものといたします。なお、契約電流、基本料金単価および電力量料金単価は電気需給契約書に定めるものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、電気需給契約書に定めるところによります。ただし、当該 1 ヶ月にまったく電気を使用されない場合は、基本料金は半額といたします。

(b) 電力量料金

電力量料金は、当該 1 ヶ月の使用電力量と電気需給契約書に定める電力量料金単価によって算定いたします。

(2) 従量電灯 C

イ）適用範囲

北海道エリア、東北エリア、東京エリア、中部エリア、北陸エリアおよび九州エリアにおいて、電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(a) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

(b) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満である

こと。ただし、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。

ロ）供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、託送供給等約款に定めるところにより、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。周波数は、託送供給等約款に定めるところによります。

ハ）契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ）契約容量

他の小売電気事業者から当社へ電気需給契約を切り替える場合は、原則として、切替え前の電気需給契約における契約容量を引き継ぐものとします。それ以外の場合は、原則として、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 4（契約容量および契約電力の算定方法）により算定した値とします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。ただし、当該需要場所に適用される託送供給等約款その他の供給条件により、これと異なる契約決定方法が適用される場合は、その方法によります。なお、当社または送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を必要に応じて確認することがあります。

ホ）料金

従量電灯 C の 1 ヶ月の料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を合計したものとします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を加算または減算するものといたします。なお、契約容量、基本料金単価および電力量料金単価は電気需給契約書に定めるものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、電気需給契約書に定めるところによります。ただし、当該 1 ヶ月にまったく電気を使用されない場合は、基本料金は半額といたします。

(b) 電力量料金

電力量料金は、当該 1 ヶ月の使用電力量と電気需給契約書に定める電力量料金単価によって算定いたします。

18. 従量電灯〔関西電力、中国電力および四国電力エリア〕

(1) 従量電灯 A

イ）適用範囲

関西エリア、中国エリアおよび四国エリアにおいて、電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(a) 最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であること。

(b) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、最大需要容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。

ロ）供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、託送供給等約款に定めるところにより、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。周波数は、託送供給等約款に定めるところによります。

ハ）最大需要容量

最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じて、お客さまと当社または送配電事業者との協議によって行ないます。

ニ）料金

従量電灯 A の 1 ヶ月の料金は、最低料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を合計したものとします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を加算または減算するものといたします。なお、最低料金および電力量料金単価は電気需給契約書に定めるものとします。

(a) 最低料金

最低料金は、電気需給契約書に定めるところによります。最低料金を適用する電力量は、関西エリアおよび中国エリアでは 1 契約につき最初の 15 キロワット時まで、四国エリアでは 1 契約につき最初の 11 キロワット時までといたします。

(b) 電力量料金

電力量料金は、最低料金を適用する電力量をこえる使用電力量と電気需給契約書に定める電力量料金単価によって算定いたします。

(2) 従量電灯 B

イ）適用範囲

関西エリア、中国エリアおよび四国エリアにおいて、電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(a) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

(b) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。

ロ）供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、託送供給等約款に定めるところにより、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。周波数は、託送供給等約款に定めるところによります。

ハ）契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ）契約容量

他の小売電気事業者から当社へ電気需給契約を切り替える場合は、原則として、切替え前の電気需給契約における契約容量を引き継ぐものとします。それ以外の場合は、原則として、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 4（契約容量および契約電力の算定方法）により算定した値とします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。ただし、当該需要場所に適用される託送供給等約款その他の供給条件により、これと異なる契約決定方法が適用される場合は、その方法によります。なお、当社または送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を必要に応じて確認することがあります。

ホ）料金

従量電灯 B の 1 ヶ月の料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を合計したものとします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を加算または減算するものといたします。なお、契約容量、基本料金単価および電力量料金単価は電気需給契約書に定めるものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、電気需給契約書に定めるところによります。ただし、当該 1 ヶ月にまったく電気を使用されない場合は、基本料金は半額といたします。

(b) 電力量料金

電力量料金は、当該１ヶ月の使用電力量と電気需給契約書に定める電力量料金単価によって算定いたします。

19. 低圧電力

(1) 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ）契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。

ロ）1 需要場所において電灯需要とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）または最大需要容量もしくは契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。ただし、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、これらの合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、託送供給等約款に定めるところにより、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。周波数は、託送供給等約款に定めるところによります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 契約電力

他の小売電気事業者から当社へ電気需給契約を切り替える場合は、原則として、切替え前の電気需給契約における契約電力を基準として、当社との協議により定めます。それ以外の場合は、原則として、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 4（契約容量および契約電力の算定方法）により算定した値とします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。ただし、当該需要場所に適用される託送供給等約款その他の供給条件により、これと異なる契約決定方法が適用される場合は、その方法によります。なお、当社または送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を必要に応じて確認することがあります。

(5) 料金

低圧電力の１ヶ月の料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を合計したものとします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を加算または減算するものといたします。なお、契約電力、基本料金単価および電力量料金単価は電気需給契約書に定めるものとします。

イ）基本料金

基本料金は、契約電力と電気需給契約書に定める基本料金単価から算定いたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、当該 1 ヶ月にまったく電気を使用されない場合の基本料金は、半額といたします。

ロ）電力量料金

電力量料金は、当該 1 ヶ月の使用電力量と電気需給契約書に定める電力量料金単価によって算定いたします。

(6) その他

イ）変圧器または発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

ロ）お客さまが負荷設備を取り替え、増設または取り外しされる場合は、あらかじめ当社に申し出ていただきます。

Ⅳ料金の算定および支払い

20. 料金の適用開始の時期

料金は、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として電気需給契約書に記載された供給開始日から適用いたします。

21. 検針日または計量日

検針日または計量日は、託送供給等約款に定めるところによります。なお、当社は、あらかじめお客さまに検針日または計量日をお知らせいたします。

22. 料金の算定期間

料金の算定期間は、原則として託送供給等約款に定める計量期間または検針期間等（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または電気需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始時から開始日を含む検針期間の終期までの期間または消滅日の前日を含む検針期間の始期から消滅日の前日までの期間といたします。

23. 使用電力量等の計量

(1) お客さまが使用する電力量その他料金の算定に必要な値は、送配電事業者によって設置された計量器により計測された値とし、使用電力量は 30 分ごとに計量された値によります。

(2) 料金の算定期間の使用電力量は、30 分毎の使用電力量を料金の算定期間において合計した値といたします。

(3) 送配電事業者の計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、託送供給等約款その他送配電事業者の定めるところにより算定または補正された値を用いるものとします。

(4) 当社は、送配電事業者から受領した検針結果その他料金の算定に必要な計量結果を、当社が適当と判断した方法によりお客さまにお知らせいたします。

24. 料金の算定

(1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を 1 ヶ月として算定いたします。

イ）電気の供給を開始し、または電気需給契約が消滅した場合

ロ）契約電流、契約容量、契約電力、契約種別、供給電圧等を変更したことにより、料金に変更があった場合

(2) 電気料金

電気料金は、電気需給契約ごとに電気需給契約書およびこの需給約款に定めた料金を適用して算定いたします。また算定後はすみやかにお客さまにその請求額を通知いたします。

(3) (1)イ、ロの場合、基本料金または最低料金に関しては日割計算とします。その算定方法は、別表 3（日割計算の計算式）のとおりとします。

(4) 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料費等調整額を算定する場合は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。

(5) (1)イの場合の使用電力量については、料金の算定期間の使用電力量により算定し、(1)ロの場合の使用電力量については、料金の変更のあった日に確認した計量値その他送配電事業者から提供される値により、その前後の期間に区分して算定いたします。

25. 料金の支払義務ならびに支払期日

(1) お客さまの料金の支払義務が発生する日は、送配電事業者から検針の結果等を受領したことにより当社にて料金の請求が可能となった日といたします。ただし、23（使用電力量等の計量）(3)の場合は、料金の算定期間の使用電力量が託送供給等約款その他送配電事業者の定めるところにより算定または補正された日といたします。

(2) お客さまの料金の支払期日は、下記のイからニの場合を除き当社が発行する電気料金請求書記載の支払期日とします。またお客さまは支払期日までに、当社が発行する電気料金請求書記載の金融機関の該当口座に料金を支払うものとします。なお、支払期日が土曜日、日曜日または金融機関の休業日に該当する場合は、それぞれ、その前の金融機関営業日といたします。お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振替える方法（以下「振替」といいます。）を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。この場合のお客さまの口座からの振替は毎月 27 日といたします。振替日が土曜日、日曜日または金融機関の休業日に該当する場合には、当社は、振替日を翌金融機関営業日に延伸いたします。

イ）お客さまが、振り出し、もしくは引き受けた手形または振り出した小切手が不渡りとなり、銀行取引停止処分を受けた場合。

ロ）お客さまが、破産、民事再生、会社更生、特別清算およびこれらに類する法的申請の申立を受け、または自ら申立を行った場合

ハ）お客さまが、強制執行または担保権の実行としての競売の申立を受けた場合

ニ）お客さまが公租公課の滞納処分を受けた場合

(2)イからニまでに該当する場合、お客さまの料金の支払期日は、次のとおりといたします。

(2)イからニまでに該当する事由が発生した日までに支払義務が発生し、支払われていない料金については、該当する事由が発生した日または当社が発行する電気料金請求書記載の支払期日のいずれか早い日といたします。

(2)イからニまでに該当する事由が発生した日の翌日以降に支払義務が発生する料金については、支払義務発生日といたします。

(3) お客さまが、(2)イからニまでに該当する事由を解消された場合には、当社に申し出ていただきます。この場合、その事由が解消された日以降に支払義務が発生する料金については、お客さまがその事由に該当しなかったものとみなします。

26. 料金その他の支払方法

(1) お客さまは、毎月、支払期日までに、当社が発行する電気料金請求書記載の金融機関の該当口座に料金を支払うものとします。また、指定する金融機関の該当口座への振込もしくはお客さま口座からの振替がなされなかった場合には、当社が改めて指定する金融機関を通じてお振込みいただきます。また、この時、お振込手数料はお客さまのご負担となります。また、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。

(2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年 10 パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合といたします。）を乗じて算定して得た金額といたします。なお、消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

(3) 当社は、お客さまにお支払いいただいた料金に過不足があることが判明した場合、使用電力量および請求金額の訂正その他過不足が生じた事由の如何にかかわらず、その支払い過剰額または不足額を遅滞なくお客さまにお知らせし、原則お知らせした日の属する月の翌月以降に支払期日が到来する料金と精算いたします（精算時に当該料金の支払期日が到来しているか否かを問いません。）。

(4) 1 通の電気需給契約書に複数の需要場所または複数の契約種別に係る電気需給契約を記載している場合、当社は、これらに係る料金その他の債務を一括して請求することがあります。

27. 保証金

(1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の 3 ヶ月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。ただし、お客さまの支払履歴や財務状況に変化が認められた場合には、新規または追加で保証金を預けていただくことがあります。

イ）支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合

ロ）新たに電気を使用し、または契約電流、契約容量または契約電力を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。

(a) 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合

(b) 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合

(2) 当社は、保証金の預かり期間を 2 年以内で設定いたします。

(3) 当社は、電気需給契約が消滅した場合または支払期日を経過してもなお料金を支払われなかった場合には、保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。

(4) 当社は、保証金に利息を付しません。

(5) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても電気需給契約が終了した場合には、保証金をお返しいたします。ただし、(3)によりお客さまの支払額に充当した場合は、その残額をお返しいたします。

Ⅴ使用および供給

28. 適正契約の保持

当社は、お客さまが契約電流、契約容量もしくは契約電力をこえて電気を使用される等、お客さまとの電気需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合、最大需要容量が適用条件に適合しない場合、または契約電流、契約容量もしくは契約電力その他の契約内容が、当該需要場所に適用される託送供給等約款その他送配電事業者の定める内容と整合しない場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

29. 需要場所への立入りによる業務の実施

当社および送配電事業者は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

(1) 需給地点の計量器等需要場所内の電気工作物の設計、施工、改修または検査

(2) 53（保安等に対するお客さまの協力）(1)または(3)の場合に関連して必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務

(3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認

(4) 計量器の検針または計量値の確認

(5) 31（供給の停止）、41（電気需給契約の廃止）(2)または 43（解約等）により必要な処置

(6) その他この需給約款によって、電気需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または当社および送配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

30. 電気の使用にともなうお客さまの協力

(1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または送配電事業者その他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行います。）には、託送供給等約款に定めるところにより、お客さまの負担で必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただきます。また、とくに必要がある場合には、お客さまの負担で送配電事業者が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設することがあります。

イ）負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

ロ）負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

ハ）負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

ニ）著しい高周波または高調波を発生する場合

ホ）その他イからニまでに準ずる場合

(2) お客さまが発電設備を送配電事業者の供給設備に電気的に接続して使用される場合は、法令、電気設備に関する技術基準その他の技術上の基準および送配電事業者の供給設備の状況等を勘案し、託送供給等約款その他送配電事業者の定めるところにより、技術上適当な方法で接続していただきます。この場合、(1)に準じて必要な措置を講じていただきます。

31. 供給の停止

(1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、送配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。この場合、当社は、託送供給等約款に定めるところにより必要な手続きを行ないます。

イ）お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合

ロ）お客さまの需要場所内の送配電事業者の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、送配電事業者に重大な損害を与えた場合

ハ）送配電事業者以外の者が、送配電事業者の供給設備とお客さまの電気設備との接続を行なった場合

(2) お客さまが次のいずれかに該当し、当社または送配電事業者がその原因となった行為について改めるよう求めても改めない場合には、送配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

イ）お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合

ロ）電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合

ハ）契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合

ニ）低圧電力を契約している場合で、変圧器または発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用された場合

ホ）需要場所への立入りによる業務の実施に反して、当社または送配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合、その他この需給約款において送配電事業者の求めに応じること、送配電事業者に権限を付与することもしくは送配電事業者に協力することとされている事項を拒んだ場合、または当社もしくは送配電事業者に通知することとされている事項の通知を行なわなかった場合

ヘ）電気の使用にともなうお客さまの協力によって必要となる措置を講じられない場合

ト）発電設備を託送供給等約款その他送配電事業者の定めに反して送配電事業者の供給設備に電気的に接続した場合

(3) お客さまがその他この需給約款または託送供給等約款に反した場合には、送配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

(4) (1)から(3)までによって電気の供給を停止する場合には、送配電事業者により、送配電事業者の供給設備またはお客さまの電気設備において、供給停止のための必要な処置が行なわれます。この場合、必要に応じてお客さまに協力していただきます。

32. 供給停止の解除

31（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、かつ、その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには、当社は送配電事業者に供給の再開に必要な手続きを行ない、原則として次の場合を除き、すみやかに電気の供給を再開いたします。

(1) 非常変災の場合

(2) 夜間（午前 0 時から午前 9 時までの時間をいいます。）の場合で、送配電事業者または当社の要員の配置等の事情により、やむをえない場合

(3) その他特別の事情がある場合

33. 供給停止期間中の料金等

託送供給等約款に定めるところにより、送配電事業者が接続供給を停止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お

客さまの受けた損害について賠償の責めおよび電気需給契約に係る債務の履行の責めを負わず、また、お客さまの料金その他の債務の減免を行ないません。

34. 違約金

(1) お客さまが 31（供給の停止）(2)ロに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。

(2) 前項の免れた金額は、この需給約款、電気需給契約書に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。

(3) 不正に使用した期間が確認できないときは、6 ヶ月以内で当社が決定した期間といたします。

35. 供給の中止または使用の制限もしくは中止

(1) 託送供給等約款に定めるところにより、送配電事業者は、次の場合には、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまの電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。

イ）送配電事業者の供給設備（送配電事業者が使用権を有する設備を含みます。）に故障が生じ、または故障が生じるおそれがある場合

ロ）送配電事業者の供給設備（送配電事業者が使用権を有する設備を含みます。）の点検、修繕、変更その他工事上やむをえない場合

ハ）非常変災の場合

ニ）その他電気の需給上または保安上必要がある場合

(2) (1)の場合には、当社または送配電事業者は、あらかじめそのことをお客さまにお知らせします。ただし、緊急時その他やむをえない場合は、この限りではありません。

(3) 当社は、(1)または(2)に伴いお客さまの受けた損害について賠償の責めおよび電気需給契約に係る債務の履行の責めを負わず、また、お客さまの料金その他の債務の減免を行ないません。

36. 損害賠償の免責

(1) 当社は 11（供給の開始）にしたがってあらかじめ定めた供給開始日に電気を供給できない場合にも、お客さまの受けた損害の賠償の責任を負いません。

(2) お客さまが 6（電気需給契約締結前の確認事項）(3)による措置を講じなかったことによって生じた損害については、当社はその賠償の責めを負いません。

(3) 31（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合、43（解約等）、または期間満了によって電気需給契約を解約した場合もしくは電気需給契約が消滅した場合には、その名目、理由の如何を問わず、当社はお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

(4) 当社は、お客さまが漏電その他の事故により受けた損害について賠償の責めを負いません。ただし、当社の責となる理由による場合は、この限りではありません。

(5) 天候、天災、伝染病、戦争、暴動、労働争議等不可抗力によってお客さまもしくは当社が損害を受けた場合、当社もしくはお客さまはその損害について賠償の責めを負いません。

(6) 当社は、当社を除く第三者（送配電事業者および卸電力取引所を含むものとします）の責めに帰すべき事由により被ったお客さまの損害につき、責任を負わないこととといたします。

37. 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社または送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、もしくは亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

(1) 修理可能の場合

修理費

(2) 亡失または修理不可能の場合

帳簿価格と取替工事費との合計額

Ⅵ契約の変更および終了

38. 電気需給契約の変更

(1) この需給約款または電気需給契約書に別途定めがある場合を除き、電気需給契約の内容は原則として契約期間中は変更できません。やむを得ずお客さまが電気需給契約の変更を希望する場合は、当社との協議のうえ、変更に伴う負担金額を定め、新しい契約内容に変更できるものといたします。

(2) 契約電流、契約容量または契約電力のみを変更される場合には、当該変更は電気需給契約の再締結にはあたらないものとし、契約期間は、8（電気需給契約の成立および契約期間）にかかわらず、従前の契約期間を継続するものといたします。

(3) 契約種別を変更される場合には、当該変更をもって電気需給契約の再締結とみなし、契約期間は、従前の契約期間にかかわらず、8（電気需給契約の成立および契約期間）に定めるところによります。

(4) 契約種別の変更を希望される場合の変更後の料金適用開始の日は、原則として計量期間等の始期といたします。

(5) 1通の電気需給契約書に複数の需要場所または複数の契約種別に係る電気需給契約を記載している場合は、当該電気需給契約ごとに契約内容を変更することができます。

39. 契約電流、契約容量および契約電力の変更

(1) お客さまが契約電流、契約容量または契約電力の増加または減少を希望する場合には、事前に当社にそのことを書面にて通知していただきます。当社は送配電事業者の承諾その他必要な手続きがなされた場合には、書面にて承諾を回答します。

(2) 契約電流、契約容量または契約電力を新たに設定し、もしくは増加された後 1 年に満たないで電気需給契約を消滅させる場合、または 1 年に満たないで契約電流、契約容量もしくは契約電力を減少しようとされる場合で、託送供給等約款に定めるところにより当社が送配電事業者から電気料金または工事費の精算に係る請求を受けた場合には、42（需給開始後の電気需給契約の消滅または変更に伴う料金の精算）に定めるところによります。

(3) 負荷設備、契約主開閉器その他の設備を変更される場合で、契約電流、契約容量または契約電力もしくはその決定方法の変更が必要となるときは、17（従量電灯〔北海道電力、東北電力、東京電力、中部電力、北陸電力および九州電力エリア〕）、18（従量電灯〔関西電力、中国電力および四国電力エリア〕）または 19（低圧電力）に定めるところにより、変更後の契約電流、契約容量または契約電力を定めます。

40. 名義の変更

合併その他の原因によって、新たな法人のお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更を協議させていただきます。この場合には、その旨を当社へ文書により申し出ていただきます。

41. 電気需給契約の廃止

(1) お客さまがこの需給約款にもとづく電気の使用を廃止しようとされる場合は、電気需給契約書に定める予告期間に従い、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます（以下、当該通知を「廃止通知」といいます。）。なお、この場合、当社は、必要に応じて本人確認を行なうことがあります。また、スイッチングの場合で、お客さまが当社に廃止通知をせずに他の小売電気事業者に電気需給契約の申込みを行なったことによって、電力広域的運営推進機関から当社に廃止期日の通知がなされた場合、当該通知をもってお客さまの廃止通知とみなすものといたします。ただし、これによりがたい場合には、お客さまと当社との協議によって定めた日に電気需給契約が消滅するものといたします。

(2) 当社または送配電事業者は、原則として、お客さまが通知された廃止期日または電力広域的運営推進機関から当社に通知がされた廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行ないます。

(3) 電気需給契約は、43（解約等）および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日または電力広域的運営推進機関から当社に通知がされた廃止期日に消滅いたします。

イ）当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に電気需給契約が消滅したものといたします。

ロ）当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により、送配電事業者が需給を終了させるための処置ができない場合、電気需給契約は、需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

(4) 1通の電気需給契約書に複数の需要場所または複数の契約種別に係る電気需給契約を記載している場合、お客さまは、その一部について電気の使用を廃止することができます。この場合、当該電気需給契約について本条を適用いたします。

42. 需給開始後の電気需給契約の消滅または変更に伴う料金の精算

お客さまが契約電力等を新たに設定し、または増加された後に、電気需給契約が消滅する場合もしくは契約電力等を減少しようとされる場合において、当社が接続供給契約にもとづき送配電事業者から接続送電サービス料金（当社が電気需給契約にもとづきお客さまに電気を供給するにあたって適用される託送供給等約款に定める接続送電サービスの料金をいいます。）または工事費の精算を求められるときは、当社は、その精算金をお客さまより申し受けます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合は、この限りではありません。

43. 解約等

(1) 当社は、次の場合には、電気需給契約を解約することがあります。なお、この場合には、解約日の少なくとも15日前までに、解約日、理由および問合せ担当部署をお客さまに個別に通知します。料金等の不払いその他是正可能な違反については、相当の期間を定めてその是正を求めたにもかかわらず、その期間内に是正されない場合に限ります。

イ）託送供給等約款に定める接続供給が停止される場合に該当することが明らかになったとき。

ロ）お客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われない場合

ハ）お客さまがこの需給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、違約金、工事費負担金その他この需給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合

ニ）お客さまが振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合

ホ）お客さまが破産手続き開始、再生手続き開始、更生手続き開始、特別清算開始もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受けまたは自ら申立てを行なった場合

ヘ）お客さまが強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合

ト）お客さまが公租公課の滞納処分を受けた場合

チ）その他の理由でお客さまが明らかに料金の支払いの延滞が生じるおそれがあると当社が認めた場合

リ）お客さまがその他この需給約款、託送供給等約款、電気需給契約書または関係法令等に違反した場合

(2) お客さまが、41（電気需給契約の廃止）(1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社が需給を終了させるための処置をおこなった日に電気需給契約は消滅するものといたします。

(3) 40（名義の変更）の際に、当社は電気需給契約を解約し、または 27（保証金）に基づき追加の保証金の提供を要請する権利を有します。

44. 電気需給契約消滅後の債権債務関係

電気需給契約期間中の料金その他の電気需給契約期間中に発生した債権債務は、電気需給契約の消滅によっては消滅いたしません。ただし、お客さまがこの需給約款または電気需給契約書に基づき期限の利益を喪失した場合には、当該債務をただちに支払っていただくものとします。延滞利息は、26（料金その他の支払方法）に定めるところによります。

45. 消費税および地方消費税の税率変更の際の措置

電気需給契約における消費税等相当額の金額は、法令の改正により消費税および地方消費税の税率が改定された場合、電気需給契約の有効期間内であっても、改正法令施行日以降は新たな税率にもとづいて算出した金額に改めるものとします。この場合、消費税等相当額を含めて表示された料金単価等についても、改定後の税率にもとづいて新たに算出された消費税等相当額を含む金額に改めるものとします。

46. 料金の変更

(1) 当社は、以下の各号に記載された事由が生じた場合には、電気料金単価を適当な水準に修正するため、次項以下の手順により、電気需給契約における新たな料金を定めるものとします。

イ）みなし小売電気事業者の電気需給約款上の料金単価、関連する法令および約款・要綱等が修正された場合、またはその他やむを得ない事情が発生した場合。

ロ）当社の電気供給事業の環境変化（適用される法令制度等の変更、発電用燃料の高騰、一般社団法人日本卸電力取引所の運営する卸電力取引市場における電力取引価格の高騰等をいいます。）により、電気の調達および供給にかかる費用の合計額が電気販売収入を上回る場合であって、当社が協議を申し出た場合。

ハ）お客さまが電気需給契約書の締結に先立って当社に提出したお客さまの電気需給契約期間中の電気需要予測（もしこれが無い場合は、過去 1 年間の電気需要実績を電気需要予測とみなすものとします。）とお客さまの実際の電気需要の量が乖離した場合において、当社が協議を申し出た場合。

ニ）燃料費等調整の変更、または電気需給約款に基づく電気料金単価の変更が円滑に行われない事情がある場合において、当社が協議を申し出た場合。

(2) 当社は、新たな料金およびその適用開始予定日（以下「新料金適用開始予定日」といいます。）を事前に書面にてお客さまに通知します。

(3) お客さまと当社は、新たな料金および新料金の適用開始予定日について、協議のうえ合意するものとします。

(4) 上記(3)に定める協議において、電気需給契約に定める期限までに、お客さまと当社との間で新たな料金およびその適用開始日について合意ができない場合には、電気需給契約は、当該期限を経過した日をもって終了するものとします。

(5) 新たな料金は、上記(3)により合意した適用開始日から適用するものとします。

Ⅶ供給方法、工事および工事費の負担

47. 供給方法および工事

(1) 需給地点は、送配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点とし、供給設備の施設方法その他の供給方法および工事は、託送供給等約款その他送配電事業者の定めるところによります。

(2) 送配電事業者が供給設備を施設するため、お客さまの土地または建物に施設場所を必要とする場合は、託送供給等約款その他送配電事業者の定めるところにより、その場所を無償で提供していただくことがあります。また、供給設備の工事および維持に必要な用地等の確保について協力していただきます。

(3) 供給設備の施設または保守のために必要がある場合には、託送供給等約款その他送配電事業者の定めるところにより、お客さまが所有する設備の一部を送配電事業者が使用することについて協力していただくことがあります。

48. 供給設備の工事費負担

(1) 送配電事業者から、託送供給等約款にもとづき、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、臨時工事費、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、当社は、請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として原則として工事着手前に申し受けます。

(2) 送配電事業者から、工事完成後、当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金の精算を受けた場合は、当社は、工事費負担金等相当額をすみやかに精算するものといたします。

(3) 託送供給等約款にもとづき当社の負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、原則としてお客さまの負担で施設し、または取り付けていただきます。

(4) お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取り消しまたは変更される場合で、送配電事業者から託送供給等約款にもとづき費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、当社は、請求を受けた金額に相当する金額を申し受けます。

Ⅷ保安

49. 保安の責任

需給地点に至るまでの供給設備ならびに計量器等需要場所内の送配電事業者の電気工作物について、送配電事業者が保安の責任を負います。

50. 調査

(1) 送配電事業者または電気事業法にもとづき経済産業大臣の登録を受けた調査機関（以下「登録調査機関」といいます。）は、法令に定めるところにより、お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査します。

(2) 調査の結果、お客さまの電気工作物が技術基準に適合していないと認められる場合には、送配電事業者または登録調査機関は、その旨をお客さまにお知らせします。

51. 調査に対するお客さまの協力

(1) お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完了したとき、すみやかにその旨を送配電事業者または登録調査機関に通知していただきます。

(2) 送配電事業者または登録調査機関が調査を行なうにあたり必要がある場合には、お客さまの承諾をえて、電気工作物の配線図その他必要な資料を提示していただきます。

52. 自家用電気工作物

お客さまの電気工作物のうち自家用電気工作物については、50（調査）および51（調査に対するお客さまの協力）は適用いたしません。

53. 保安等に対するお客さまの協力

(1) 次の場合には、託送供給等約款その他送配電事業者の定めるところにより、お客さまからすみやかにその旨を送配電事業者に通知していただきます。また、必要に応じて当社にも通知していただきます。

イ）お客さまが、引込線、計量器等その他需要場所内の送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

ロ）お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

(2) お客さまが送配電事業者の供給設備を使用しないことが明らかな場合で、送配電事業者が保安上必要と認めるときは、その期間について、送配電事業者は適切な処置を行なうことがあります。

(3) お客さまが送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を送配電事業者に通知していただきま

す。また、工事後にその物件が送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を送配電事業者に通知していただきます。この場合、保安上とくに必要があるときは、送配電事業者の求めに応じてその内容を変更していただくことがあります。

(4) お客さまは、送配電事業者が必要と認めた場合には、供給開始に先だち、受電電力をしゃ断する開閉器の操作方法等について、送配電事業者と協議していただきます。

Ⅸその他

54. 管轄裁判所

お客さまとの電気需給契約に関する一切の紛争については東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

55. 準拠法

この需給約款に関する権利義務は、日本法に準拠し、これにしたがって解釈されるものといたします。

56. 連絡体制

お客さまと当社は、安定した電気の供給を確保するために必要な連絡体制を確立し、維持するものとします。

57. 反社会的勢力の排除に関する条項

(1) お客さまおよび当社は、電気需給契約締結時および将来にわたり、電気需給契約に関わる地方自治体の定める暴力団排除に関する条例に従うものとします。

(2) お客さまおよび当社は、現在および将来にわたり、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等その他これらに準ずる者（以下、これらを「反社会的勢力等」といいます。）および次のいずれかに該当しないことを表明し保証します。

イ）反社会的勢力等が経営を支配しまたは実質的に関与していると認められる関係を有すること。

ロ）自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力等を利用していると認められる関係を有すること。

ハ）反社会的勢力等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

ニ）役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

(3) お客さまおよび当社は、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為を行わないことを表明し保証します。

イ）暴力的な要求行為

ロ）法的な責任をこえた不当な要求行為

ハ）取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

ニ）風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為

ホ）その他、上記に準ずる行為

(4) お客さまおよび当社は、相手方が上記(2)および(3)のいずれか一にでも違反した場合は、相手方の有する期限の利益を喪失させ、また、通知または催告等何らの手続きを要しないで直ちに電気需給契約を解除することができるものとします。

(5) お客さまおよび当社は、上記(4)にもとづく解除により解除された当事者が被った損害につき、一切の義務および責任を負わないものとします。

附則

この需給約款は 2026 年 11 月 1 日より施行するものとします。

別表

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 32 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 5 月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の 4 月の料金に係る計量期間等の終期までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ）再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 ヶ月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし、最低料金を設定している契約種別については、最低料金適用電力量までは最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は 1 円とし、その端数は切り捨てます。

ロ）お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受け、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいた場合は、同法および関係法令に定めるところにより減免後の金額を適用いたします。

2. 燃料費等調整

(1) 燃料費等調整額の算定

燃料費等調整額は、燃料費調整額および、北海道エリア、東北エリア、中国エリアまたは九州エリアの場合は離島ユニバーサルサービス調整額によって算定いたします。

(2) 燃料費調整額の算定

イ）平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は 100 円単位とし、100 円未満の端数は 10 円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格 $= A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$

A＝各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格、B＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格、C＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格とし、α、β、γは次表のとおりといたします。

エリア	α	β	γ	基準燃料価格	基準単価（1kWh）
北海道	0.1874	0.0899	1.0036	80,800 円	17 銭 3 厘
東北	0.0259	0.2563	0.8915	83,500 円	19 銭 7 厘
東京	0.0048	0.3827	0.6584	86,100 円	18 銭 3 厘
中部	0.0275	0.4792	0.4275	45,900 円	23 銭 3 厘
北陸	0.0415	0.0745	1.2499	79,800 円	16 銭 5 厘
関西	0.0140	0.3483	0.7227	27,100 円	16 銭 5 厘※
中国	0.0406	0.0992	1.1994	80,300 円	21 銭 2 厘※
四国	0.0875	0.0770	1.1770	80,000 円	15 銭 4 厘※
九州	0.0053	0.1861	1.0757	79,300 円	13 銭 6 厘

※最低料金を設定する契約種別の最低料金適用分については、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の基準単価を、関西エリアは１契約につき最初の 15 キロワット時まで２円 47 銭５厘、中国エリアは１契約につき最初の 15 キロワット時まで３円 18 銭５厘、四国エリアは１契約につき最初の 11 キロワット時まで１円 69 銭４厘といたします。

ロ）燃料費調整単価

燃料費調整単価は消費税等相当額を含む金額とし、次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は１銭とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

燃料費調整単価 ＝（平均燃料価格 － 基準燃料価格）× 基準単価 ÷ 1,000

平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合は燃料費調整額を差し引き、平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合は燃料費調整額を加えるものといたします。

ハ）燃料費調整額

燃料費調整額は、その１ヶ月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、最低料金を設定している契約種別については、最低料金適用電力量までは最低料金に適用される燃料費調整単価を適用いたします。

ニ）燃料費調整単価の適用

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年１月１日から３月 31 日まで	その年の６月の料金に係る計量期間等
毎年２月１日から４月 30 日まで	その年の７月の料金に係る計量期間等
毎年３月１日から５月 31 日まで	その年の８月の料金に係る計量期間等
毎年４月１日から６月 30 日まで	その年の９月の料金に係る計量期間等
毎年５月１日から７月 31 日まで	その年の 10 月の料金に係る計量期間等
毎年６月１日から８月 31 日まで	その年の 11 月の料金に係る計量期間等
毎年７月１日から９月 30 日まで	その年の 12 月の料金に係る計量期間等
毎年８月１日から 10 月 31 日まで	翌年の１月の料金に係る計量期間等
毎年９月１日から 11 月 30 日まで	翌年の２月の料金に係る計量期間等
毎年 10 月１日から 12 月 31 日まで	翌年の３月の料金に係る計量期間等
毎年 11 月１日から翌年１月 31 日まで	翌年の４月の料金に係る計量期間等
毎年 12 月１日から翌年２月末日まで	翌年の５月の料金に係る計量期間等

(3) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

イ）離島平均燃料価格

北海道エリア、東北エリア、中国エリアおよび九州エリアについて、原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、平均燃料価格と同様に算定し、α を 1.0000、β および γ を零といたします。離島基準燃料価格は 79,300 円、離島調整上限燃料価格は 119,000 円といたします。

ロ）離島基準単価

エリア	離島基準単価（1kWh）
北海道	1 厘
東北	1 厘
中国	1 厘※
九州	3 厘

※中国エリアで最低料金を設定する契約種別の最低料金適用分は、1 契約につき最初の 15 キロワット時まで 1 銭 7 厘といたします。

ハ）離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、離島平均燃料価格と離島基準燃料価格との差額に離島基準単価を乗じ、1,000 で除して算定いたします。離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を下回る場合は離島ユニバーサルサービス調整額を差し引き、離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を上回る場合は加えるものといたします。離島平均燃料価格が離島調整上限燃料価格を上回る場合は、離島調整上限燃料価格を用いて算定いたします。

ニ）離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価の適用期間は、(2)ニの燃料費調整単価の適用期間と同一といたします。

ホ）離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は、その 1 ヶ月の使用電力量に離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。ただし、最低料金を設定している契約種別については、最低料金適用電力量までは最低料金に適用される離島ユニバーサルサービス調整単価を適用いたします。

(4) 燃料費等調整額のお知らせ

当社は、各月ごとに定めた燃料費調整単価を、当社が適当と判断した方法によりお客さまにお知らせいたします。

3. 日割計算の計算式

(1) 日割計算の基本算式

イ）基本料金または最低料金を日割りする場合

1 ヶ月の該当料金 × 日割計算対象日数 ÷ 計量期間等の日数

なお、上記算定式による基本料金または最低料金の単位は 1 銭とし、その端数は切り捨てます。

ロ）最低料金適用電力量を日割りする場合

関西エリアおよび中国エリア：15 キロワット時 × 日割計算対象日数 ÷ 計量期間等の日数

四国エリア：11 キロワット時 × 日割計算対象日数 ÷ 計量期間等の日数

なお、最低料金適用電力量の単位は 1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ハ）電気需給契約書に月単位の電力量区分を定めている場合

当該電力量区分 × 日割計算対象日数 ÷ 計量期間等の日数

ニ）日割計算に応じて電力量料金、燃料費等調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。

ホ）イからニによりがたい場合は、これらに準じて算定いたします。

(2) 電気の供給を開始し、または電気需給契約が消滅した場合の計量期間等の日数

イ）電気の供給を開始した場合は、開始日を含む計量期間等の日数といたします。

ロ）電気需給契約が消滅した場合は、消滅日の前日を含む計量期間等の日数といたします。

4. 契約容量および契約電力の算定方法

(1) 従量電灯または低圧電力で、供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

契約容量または契約電力 ＝ 契約主開閉器の定格電流（アンペア）× 電圧（ボルト）÷ 1,000

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトといたします。

(2) 従量電灯または低圧電力で、供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

契約容量または契約電力 ＝ 契約主開閉器の定格電流（アンペア）× 電圧（ボルト）× 1.732 ÷ 1,000

(3) 前各号の算定によりがたい場合、または当該需要場所に適用される託送供給等約款その他の供給条件により異なる契約決定方法が適用される場合は、その定めによります。